

産業建設委員会会議録

1 審査事件

(1) 議案第93号 細野橋撤去工事請負契約の締結について

(2) 議案第94号 市有財産の貸付けについて(大原スキー場)

3 日 時 平成30年10月2日 本会議休憩中

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 星 直樹、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、岡部計夫、森山英敏、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、桜井北部振興事務所長、小幡土木課長、佐藤北部振興事務所次長、
星建設室長

8 書 記 櫻井議会事務局長、今井主任

9 経 過

開 会 (13:06)

志田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第93号 細野橋撤去工事請負契約の締結について

志田委員長 日程第1、議案第93号 細野橋撤去工事請負契約の締結についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

岡部委員 今回3年かかって細野橋を撤去するということになったんですが、確か県道だったということで、それを払い下げて、合併して14年になるんですけども、これだけ多額のお金をかけて壊さなければいけなくなったんですけども、この間、払い下げしてもらって、地域に橋が貢献したのかどうか、結局しないほうがよかったのかみたいのも議論して、その辺の認識、捉え方はどうですか。

小幡土木課長 昭和37年に架設された国道252号の細野橋でした。新たに上流に新細野橋ができたことによりまして、昭和50年代であったと思いますが、合併前の守門村が譲り受け

たということです。地元の要望を受けまして、歩行者専用の橋として利用されてきたこと
と思います。その後、当時の守門村職員が現地を確認する中で使用に耐えうる状況ではな
いということで、平成10年から通行止めをしたという経緯がありまして、合併前の守門村
時代でも撤去について検討されたようには聞いておりますが、市町村合併によって引き継
がれ、今に至っているという現状であります。

岡部委員 経緯はわかりました。それで、今年度予算で早々に可決されて、これに取りかか
るという中で、庁舎のときもそうだったんですが、結構時間的にあったかと思いますが、
ここにきて入札して、即決というような提案の仕方だったんですけども、入札に至るまで、
どうしてここまで遅れたのかというところを、改めてお聞かせください。

小幡土木課長 平成30年度の予算審査特別委員会でも、若干ふれた部分ではありますけども、
その段階で4年間の継続費の設定をしていただきました。これほどの規模の橋の解体撤去
というのは今いる職員で経験したことがないということで、知識的にも不足している部分
はありました。平成26年度にコンサルタントに委託しまして、撤去に係る工法、見積り等
していただいたところではありますけども、内容精査について時間がかかったと。予算的
規模についても4億円という予算ですので、それが可能な限り発注に向けて圧縮できない
かと検討する中で、仮設材の骨材について購入土で計上されていた部分を、玉石を使うこ
とによって再利用が可能であったり、発生土、転用土がもしそのボリュームを確保できる
ということであれば、それを使う中で事業費の縮減、圧縮につながるということで、その
辺の調査、精査、見積り等に時間がかかって、ぎりぎりまで発注が遅れ、今に至ったとい
う現状であります。

岡部委員 わかりました。今なかなか工事が無いということで、できるだけ地元発注という
ことで、こう見ると地元の業者も入ってますけど、そういう今まで経験したことのない工
事だということなんですけども、そういう意味でこの業者、選定した中では大丈夫だとい
う認識でしたと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

小幡土木課長 ご指摘の点については、問題ないと考えております。

富永委員 今回のこの工事なんですけども、複数年に渡るということで、各年の工事費、ど
のくらいを想定しているのでしょうか。

小幡土木課長 約2億4,000万円を契約させていただきましたので、それに基づく支払限度
額を算出します。1年目の平成30年度6,220万円。2年目、平成31年度7,581万円。3年目、
平成32年度6,804万円。最終年度、平成33年度、4年目3,371万円ということで、現段階で
はこのように年度割りさせていただいております。

富永委員 工事額の予定はわかりました。先ほど議場で工事は冬期間のみを想定している
という説明でございましたが、何月の何日ごろから、何月の何日ごろまでを想定している
のかお聞かせください。

小幡土木課長 何日というところまでお答えするのはなかなか難しいですが、概ね非出水期
に当たる時期ということで想定しております。11月中旬から4月中旬の5カ月間に工事を
させていただきたいということで、関係者と調整させていただいております。

富永委員 出水期の夏季等には作業しないという説明だったと思いますが、今回の工事の計
画を見ていると、だいたい河の中央部で仕切りの大型土のうを積んで、最初のときは左
岸側から中央に向かって仮橋をかけ、対岸側の右岸を埋めてやったりしてまして、先ほど

の説明でも各工事期間の前後で、仮工事の部分を撤去するという説明がございましたけど、中央部に積み上げた土のうちすべて撤去するというのでしょうか。

小幡土木課長 先ほどの説明が若干不足しておりましたので、補足させていただきますが、仮設についてすべて撤去するというのではなくて、河川内に影響のある範囲に最大限撤去して、左岸、右岸の仮設道路であるとか、河川の流れであるとか、環境に影響がない範囲で、対応していきたいということで、地権者はじめ地元の了解が得られれば、仮設道路含めて、ヤード等は夏場についても残しておきたいと。すべて仮設について撤去するということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

富永委員 わかりました。設計図面を見ていると冬期間のことを想定して描いているようですが、冬期間の河川の水量、毎秒250立方メートルが通すことができるような河川断面なのかどうか。確保するようにして、計画しているようですが、では地元だけでなく、漁業関係者等にも説明したり、理解を求めているのでしょうか。

小幡土木課長 河川管理者であります新潟県をはじめ、今ほど言われました、漁業共同組合と協議する中で、工法等の選定をさせていただきましたので、その辺はご理解いただいていると思っております。

富永委員 先ほどの説明の中で、必要な部分だけ撤去して河川の流量に関係のない部分のところは残しておくというような説明がございました。出水期の洪水等も想定されるわけですが、残す部分に増水しても大丈夫なように対応する目的として、土のうなりを周辺で積むとかっていう対策はするのでしょうか。

小幡土木課長 ご指摘のように出水期に想定外の出水も考えられますので、その辺想定した中で、現場内の安全管理を行うということは指示させていただきたいと思ひます。

森山委員 約2億4,000万円ということですが、財源内訳をお願ひします。

小幡土木課長 国庫補助金が約61%です。残りについては過疎債、起債を充て、端数調整で若干の一般財源をお願ひするところで、一般財源については合計で6万円程度ということになっております。

志田委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第93号 細野橋撤去工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第94号 市有財産の貸付けについて(大原スキー場)

志田委員長 日程第2、議案第94号 市有財産の貸付けについて(大原スキー場)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 先ほど本会議の中でご質問をいただきましたが、答弁が足らなかった部分がありましたので、北部振興事務所長から補足説明をさせていただきます。

桜井北部振興事務所長 先ほど図面の中で、実線のスキー場区域、点線の貸付地、その部分で、まず貸付地のほうが広いということですが、それについては一筆単位での貸し

付けということで、スキー場区域からはみ出た部分が貸し付け対象になっているという理由であります。それからスキー場区域のほうが広いということではありますが、大原第1ペアリフトという文字が書いてあるところが、そうなっておりますが、これにつきましては合併してすぐ、この箇所ですべてがありまして、県の工事で平らになったということで、前はスキー場として使えない状態だったのが、平らになったというようなことでスキー場区域としても可能ということで、実線が引かれております。この地番については市としてまだ借り受けていない土地でありますので、この部分を除いてスキー場を運営するのか、借りるのか、その辺については協議、調整をしたいと考えております。それから細かい場所で点線と実線が合わないというような箇所が若干ありますけども、例えば左上の部分でスキー場区域が飛び出しているところがありますが、これば貸付地の点線の表示の誤りということで、もっと広い範囲で貸付地があるということで、この参考資料の図面につきましては精査をしまして、後ほど配布をしたいと考えております。それから、平らになったところについては、当時からスキー場を運営している団体に、無償で使用していいということで使っていたということでもあります。

志田委員長　これから質疑を行います。

岡部委員　地元の話をお聞きすると、今年度も江戸川区で15校くらい使用したいという申し出があつて、何とかどこか引き受け手があればお願いしたいなと思っていただところ、この運営委員会がやるということに決まって、よかつたかなと思つているんですけども、先ほどの説明では、これが任意団体ということでもあります。これから、例えば補助とか言い出すと、法人もしくはNPOとかじゃないとできないとかつていう法的な部分もあるように聞いてますけども、その辺、受け手として任意団体でも大丈夫なんですか。

桜井北部振興事務所長　任意団体でも大丈夫です。

岡部委員　それは魚沼市の、法的にも大丈夫だということの認識でよろしいでしょうか。

桜井北部振興事務所長　そのとおりであります。

岡部委員　わかりました。先ほど、今までこのスキー場を運営した10名、あるいは協力者が7名というようなことでやるというようなことですが、スキー場の運営経験とかという部分では、今までの入広瀬元気クラブですか、そういう人たちも協力したりとか、いろんな意味で今年の運営については大丈夫だと、運営上問題ないという認識でよろしいでしょうか。

桜井北部振興事務所長　今まで運営していた職員がいるわけですが、職員についてはこの運営委員会に入るとということで、そこで勤務するということになったと聞いておりますので、運営は十分できるかなというふうに思つております。それからスキー学校とか大会運営とか、今までやってきた人たちが、この運営委員会に加わつてやるということで、運営は十分できるのではないかと。また運転資金等も必要なわけですが、運転資金についても数名の方が共同で出すということで、資金面についても大丈夫だということで、計画書を提出してもらつた中で、いろいろヒアリング等させていただいて、運営ができるということで判断をしております。

岡部委員　経験者もいるということですが、今後地元のほかのところから、ここで働きたいという要望があつたときには、それを受けられるようなことは可能でしょうか。

桜井北部振興事務所長　スキー場の規模等もありますので、その中で今までそこに勤めてい

た人をそっくり雇用するということですので、現状は昨年までの職員態勢かなと思いますし、将来的な部分としては、まだちょっとわかりません。ただ、グリーンシーズンとかにも挑戦はしてみたいという部分がありますので、そういったところで雇用等が増えればありがたいと思いますが、今現在はわかりません。

星委員 14ページの市有財産のところでは圧雪車が1台とありますが、去年まではもう1台、リース車があったと思いますが、その1台はリースだったので、ここには載っていないということでもよろしいですか。

桜井北部振興事務所長 市有財産というところで、リース車1台というのを載せていないのですが、借りて貸すという部分では、契約書の中にはリース車両も1台記載をしております。

星委員 今シーズンも、もう1台リースをして、合計2台で運営するというでもよろしいですか。

桜井北部振興事務所長 そのとおり、2台で運営する予定です。

大桃委員 索道技術管理者、これは従来の人が担当するの。また、それに関わる運営スタッフですけども、これはリフトが2基あるわけですけども、10人いるということですけども、2基ある中で間に合うのかどうかというのをお聞かせください。

桜井北部振興事務所長 索道技術管理者については同じ人になる予定であります。職員態勢については今までと同様の形になるということです。先ほど、本会議で申し上げたのは運営委員会の中の組織体制ということで申し上げておまして、その職員体制までは、正職員等がいて、それから冬期間の臨時雇用ということで、従来態勢でやるというように話は伺っております。

大桃委員 その中で、安全統括管理者というのは誰が行うのでしょうか。

桜井北部振興事務所長 運輸局に索道事業の認可を得る必要がありますが、事前協議として、その名簿等について協議をしている最中でありまして、具体的にまだ決まっておられません。この運営委員会のほうでは、こういう人ということで候補を出して、今協議をしているところでもあります。

大桃委員 索道に複数年かかわらなければだめという決まりがあると思いますが、それも見越した中で挙げている方々なのでしょうか。

桜井北部振興事務所長 索道技術管理者については、経験年数が必要と思っておりますが、安全統括管理者についても多少経験がいるんですけども、それがどこまでというところで、今運輸局と協議をしているところです。

大桃委員 別件で、ロッジも任意団体でやるものなのでしょうか。

桜井北部振興事務所長 運営委員会で営業をいたします。

大桃委員 これから着手するわけですけども、設備とか、夏季整備とか、あるいはグレンデの管理とか、そういった面で安全性の管理は大丈夫なんでしょうか。

桜井北部振興事務所長 今までの職員をそっくり引き受けるということになっておりますので、大丈夫だと考えております。ただ、若干の空白期間がありますので、これから急いでしなきゃいけないという部分等があります。運輸局から認可を受けた中で索道を動かして、それからまた再開をする手続きとか、グレンデの整備とか、そういう部分を急いでやる必要があろうかと思っております。

森山委員 11ページの別紙3に、土地の地番とかいろいろ載っているわけですが、その中の備考欄に借地というところと、借地じゃないところがあるんですが、借地じゃないところは市有地ということで理解してよろしいんですか。

桜井北部振興事務所長 そのとおりです。

森山委員 借地については、借地料はどの程度払っているのか、無償貸与で借りていたのか。その辺はどうですか。

桜井北部振興事務所長 有償で借りておりまして、全部で約100万円ということです。

森山委員 市が直営でやっていたときは、それでいいと思うんですが、前貸付者の入広瀬元気クラブから組織が変わったところに市が貸し付けると、ある意味又貸しというような形になるわけだと思うんですが、その辺のことについては地権者から全部了解を得ていますか。

桜井北部振興事務所長 地権者が4名と、1団体ありますけれども、合意を得ております。

森山委員 もう一点、先ほど圧雪車がもう1台リースがあるというような話でしたが、このリースの圧雪車については、市がリース代を出すのか、無償貸し付けした団体がリース料をはらうのか、どちらでしょうか。

桜井北部振興事務所長 リースにつきましては、市が借り上げて、この団体に貸すということで、市が支払います。

森山委員 そうするとやはり、借地はちゃんと載っているわけですから、このリース1台についても、ちゃんとリストに載せていただかないと、書類としては不備があると思いますので、修正をするべきだろうと思います。先ほど第1ペアリフトの部分が地すべりで平らになっているところは無償で借りているという話になっていますが、ほかとのバランスもあれば、これはこの際無償というわけにはいかなくて、ほかと同じように有償で契約を結ぶべきだと私は思いますが、いかがですか。

桜井北部振興事務所長 この参考資料の訂正という話がありましたので、このタイトルの中の市有財産というところを、市が貸し付ける財産という文言に直した中で、リース車1台を追加しまして、訂正して、先ほどの図面とあわせて、皆さんに配布をしたいと考えております。それから、無償で直接スキー場運営者に貸していたというところにつきましては、今後協議をしまして、市としてどうするかというのを検討させていただきたいと思います。

富永委員 15ページの図面ですが、右下に第1ロッジという字が書いてありまして、その第の字のすぐ左側が、これ水田だと思うんですが、ここは飛び出た感じでもって市が借り受けて、無償で貸与するということでしょうかし、またその少し斜め下にも水田と見られるところが出張って描いていますが、これも先ほどの説明の中の、一筆になっているので水田の部分も借り受けるという、そういうことでしょうか。

桜井北部振興事務所長 この部分については、申し訳ありませんがわかりません。確認させていただきます。

富永委員 水田のように見えますので、これはたぶん一筆のひとつになってはいないと思いますので、これは必要ないと思います。それから、先ほど、議場でリフト代とかの計画、いくりに設定してというのがないように聞きましたけども、そうすると事業計画書、収支計画書なんかは、作成され、提出されていますか。

桜井北部振興事務所長 リフト代がいくらという部分のヒアリングはしておりませんが、収

支計画の部分では今までの運営を参考にした中で、はじいているという説明を聞いておりますので、基本的には変わらないと考えております。

富永委員 算出しているとはいえ、それがきちんと収支計画書で出てこないとうまくないと思うんですけど、事業計画書も冬期だけではなく、グリーンシーズンも含めて、冬季のスキーシーズンはこういうふうな事業をして、こういうイベントをやる、それからリフト代も1日券はどうだという料金設定をきちんとしたうえで、来場者数の想定をして、そして収支計画書があって、それに対して市が、それだったら無償貸与できますねという判断にするべきだと思うんですけど、そういったのが、今聞いているとないようなんですけど、そういったところは大丈夫なんですか。

桜井北部振興事務所長 市といたしましては、あくまで民営化の話ですので、内部までピアリングはしていないわけですが、資金繰り等の考え方もありますし、体制も前の従業員を雇用するというようなことで、今まで関係した地元の方々が協力者になっていること、そういったトータル的に見て運営ができるであろうと考えております。それからグリーンシーズンにつきましては、今後そういった部分を検討していきたいというところであります。メンバーの中に広告会社の社長さんがおられまして、宣伝はしていきたいし、旅行会社等にも知り合いがいるということで、そういったツアー等も今後グリーンシーズンに検討していきたいと聞いております。ただ、今後そういう部分を考えていきたいということで、グリーンシーズンについては具体的な部分はまだこれからということです。

富永委員 そういった段階のものを果たして出していいのかどうか、私は疑問に感じますし、市営の施設でも、指定管理だとか出す場合も、指定管理を受ける側がきちんと事業計画書、収支計画書を提出して、借り受けて事業をするということになってますけど、いくら民間がやるとはいえ、大事な市の財産ですし、ましてや民間の土地を市が借りて、お金を払って、それを無償で貸したり、リースの圧雪車もそのようにするということですので、やはりこれはきちんとした事業計画書、収支計画書を提出いただいて、それで果たして今までどおり運営できるかどうかという判断に基づいて、こういったものを提案するべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

桜井北部振興事務所長 事業計画書につきましては、指定管理の計画書があるわけですが、それを参考として、様式等を作成した中で出していただいております。それから運輸局に認可を申請する際に提出する書類等もあわせて添付するようにお願いをしまして、書類を出していただいて、その中身を見た中で今シーズンやっていけると市として考えまして、今回議会に提案させていただいております。

富永委員 最初の質疑の中で、今回の施設を任意団体にも貸し出すことは問題ないという説明がありましたけども、以前市内5つのスキー場を民営化しようといったときに、各スキー場から何とか継続してもらいたいというところから、地域で受けられる団体をつくってということで、たぶん貸し出しをしている形になっていると思いますし、その際には確か法人になってもらわないとだめだというふうなのがあって、各スキー場全部そうになっていると思うんですけど、なぜ今回は任意団体でもいいという判断になっているのか、それをお聞かせください。

桜井北部振興事務所長 当時、確かに法人になっていただきたいという、そういう説明があったと聞いてはいますが、ただ、それは運営をするうえで法人のほうがより安心であると、

例えば事故があったときですとか、どうしても任意の団体でありますと代表者個人に責任が行くので、法人のほうが望ましいということで話したということは聞いております。当時、まず指定管理をやって、それから民営化という話で、指定管理では法人または団体ということでうたっておりますし、当時の募集に関する要項にも法人及び団体と記載されておまして、正式には任意の団体でも問題ないということになっておりますし、当時運輸局とか、そういったところと話をしたりする中で、法人のほうが望ましいという話はしたというふうに聞いてはいます。

志田委員長　　ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（13：47）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（13：52）

志田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（13：52）

再　　開（14：15）

志田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

岡部委員　　今ほど、いろいろ資料の指摘がありましたけども、執行部として資料の不備とか直して、後で提出いただきたいことと、契約にあたって事故とかあったり、そういう補償の問題もありますので、きちんと保険とかに入ってやっていただくとか、あるいはそういう事故のないようにということを申し添えて、きちんとこのことをお願いしたいですが、その辺の考えは大丈夫でしょうか。

桜井北部振興事務所長　　資料については精査いたしまして、後でお配りしたいと考えております。事故の関係、これは確かに心配ですので、私どもも任意の団体で保険に入れるのかどうか確認をいたしまして、それぞれ索道、建物、圧雪車、別々に入ることになるんですけども、入れるということは確認しておりますので、そういった運営で事故等がないようなことをこの団体から気をつけてもらうことと、事故に対しては保険にきちんと入るように団体に言いたいと思っております。

岡部委員　　入るようにというだけじゃなくて、最後確認して、その辺の契約書の提出を求めてやることは大丈夫でしょうか。

桜井北部振興事務所長　　確認をしたいと思っております。

志田委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第94号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議な

し) 異議なしと認めます。よって、議案第94号 市有財産の貸付けについて(大原スキー場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の産業建設委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (14 : 18)